

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むとき、  
おとす日  
の翌日)

## 目次

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定

昭和四十八年九月鳥取県告示第六百七十一号の廃止

区画漁業の免許

土地改良区の設立の認可

土地改良事業の認可(四件)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

公職選挙法第六十一条第一項第三号による告示

◇公 告 ふぐ処理師試験等の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第九百九十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六号の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第九百九十五号

昭和四十八年九月鳥取県告示第六百七十一号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)は、昭和四十八年十二月七日限り廃止する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第九百九十六号

演業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定に基づき、区画漁業を次のとおり免許した。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 免許番号  
海区第一号
- 2 漁業権者の住所及び氏名又は名称  
西伯郡淀江町大字淀江九九二番地六 淀江漁業協同組合
- 3 免許の内容  
昭和四十八年十一月鳥取県告示第八百九十号の2のとおり
- 4 制限又は条件  
昭和四十八年十一月鳥取県告示第八百九十号の3のとおり

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十八年十一月二十二日	堀内診療所	鳥取市西品治新茶屋 七四九の三

5 存続期間

昭和四十八年十二月一日から昭和五十三年十月三十一日まで

鳥取県告示第九百七十七号

気高郡気高町大字飯里一一三番地山本丈夫ほか十五人の者から設立認可申請のあつた五本松土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月五日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百九十八号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（みとろぎ地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月五日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第四十八条第八項の規定の例により告示する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百九十九号

江府町長から申請のあつた町営土地改良（俣野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（砂原地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千一号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（横手地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県知事 石 砂 二 朗

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和四十八年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十八年十二月十八日 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 新成人研修会について

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨赤碕町選挙管理委員会から報告があったので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称 所 在 地

赤碕町出上隣保館 赤碕町大字出上二一八番地の一

### 公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12条)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和48年12月11日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 1 受験資格

##### (1) ふぐ処理師試験

昭和49年1月22日現在において年齢18歳以上で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している者

##### (2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律147号)第2条に規定する者

#### 2 受験手続

##### (1) 受験願書の受付期間

昭和49年1月7日から昭和49年1月10日まで

##### (2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すると。

ア ふぐ処理師試験

- (7) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本
- (4) 写真(最近6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽上半身のもの)
- (5) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の保健所長の証明書
- イ ふぐ調理師試験
- (7) 履歴書
- (4) 写真(最近6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽上半身のもの)
- (5) 調理師免許証の写し
- 3 試験期日
  - (1) 筆記試験
    - 昭和49年1月22日午前10時から12時まで
  - (2) 実地試験
    - 米子及び根雨保健所管内の受験者
      - 昭和49年1月23日午前10時から
      - 倉吉保健所管内の受験者
        - 昭和49年1月24日午前10時から
      - 鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者
        - 昭和49年1月25日午前10時から
- 4 試験場所
  - (1) 筆記試験
    - 鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者
      - 鳥取市東町一丁目 自治会館

- 倉吉保健所管内の受験者
  - 倉吉市巖城 中部総合事務所
  - 米子及び根雨保健所管内の受験者
    - 米子市西福原 米子保健所
- (2) 実地試験
  - 鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者
    - 鳥取市西町二丁目 鳥取市福祉文化会館内鳥取市働く婦人の家
    - 倉吉保健所管内の受験者
      - 倉吉市巖城 倉吉保健所
      - 米子及び根雨保健所管内の受験者
        - 米子市錦町一丁目 鳥取県立米子西高等学校
- 5 試験科目
  - (1) ふぐ処理師試験
    - ア 衛生関係法規
    - イ 公衆衛生学
    - ウ 食品衛生学
    - エ ふぐ処理の実施(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)
    - (2) ふぐ調理師試験
      - ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
      - イ 衛生関係法規(主としてふぐの取扱等に関する条例)
      - ウ ふぐ調理の実施(毒性臓器の鑑別を含む。)
  - 6 試験手数料及びその納付方法
    - (1) 試験手数料 1,500円
    - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書

の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

- (1) 筆記試験 受験通知、筆記用具及び上ぞうり
- (2) 実地試験 受験通知、白衣、短丁、<sup>はらう</sup>耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

8 合格者の発表

実地試験の終了後15分以内に所轄保健所に掲示する。